

低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱

17生産第8529号

平成18年4月3日

農林水産事務次官依命通知

第1 農林水産大臣は、低コスト植物工場成果重視事業実施要綱（平成18年4月3日付け17生産第8530号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

第2 第1に規定する経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

第3 別表の区分の欄に掲げるⅠの成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金及びⅡの成果重視事業低コスト植物工場確立民間団体事業推進費補助金の経費の相互間の流用をしてはならない。

第4

- 1 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書及び添付書類の様式は別記様式第1号のとおりとし、その提出部数は正副2部とする。
- 2 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合にあつては、この限りでない。

第5 規則第2条の規定による申請書の提出は、補助事業者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び社団法人日本施設園芸協会にあつては農林水産大臣、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長とする。第9のただし書を除き、以下同じ。）が別に定める日までに行うものとする。

第6 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき地方農政局長の承認を受けようとする場合には、別記様式第2号により変更承認申請書正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第7 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

第8 補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき地方農政局長の指示を求める場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を地方農政局長に提出しなければならない。

第9 適正化法第12条の規定に基づく報告は、補助金の交付の決定があつた年度の12月31日現在において、別記様式第3号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月31日までに地方農政局長に提出するものとする。ただし、地方農政局長（北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び社団法人日本施設園芸協会にあつては生産局長、沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者等にあつては沖縄総合事務局長とする。）が別に定める概算払請求書をもってこれに代えることができるものとする。

第10

- 1 規則第6条第1項に規定する実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、地方農政局長に正副2部提出しなければならない。
- 2 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第4の2ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前記の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第5号により速やかに地方農政局長に報告するとともに、地方農政局長の返還命令を受けてこれを返還

しなければならない。

第11 適正化法施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣が定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

第12 規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で規則に定める処分制限期間を経過しない場合においては、別記様式第6号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

第13 社団法人日本施設園芸協会は、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第7号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」を添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産省に報告するものとする。

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度低コスト植物工場成果重視事業費補助金 交付申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県に主たる事務所が所在する補助
事業者にあつては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助
事業者及び社団法人日本施設園芸協会
にあつては農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱第4の規定により、成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金〇〇〇円、成果重視事業低コスト植物工場確立民間団体事業推進費補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

注）様式は次のとおりとする。
ただし、社団法人日本施設園芸協会が申請する場合にあつては、様式は生産局長が別に定める事業実施計画書に準じる。

様式（低コスト植物工場技術実証施設整備事業、低コスト植物工場技術実証・改良推進事業）

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画（又は実績）

都道府県名 市町村名 地区名 受益農家戸数	事業名	対象 品目	事業内容 (工種、施設 区分、構造 規格、能力等)	事業量 (単価、回数 基数、台 数、面積等)	完了 年月日	事業費	負担区分		備考
							国 補 助 金	自己資金	
〇〇県 〇〇市 〇〇地区 〇〇戸	(1) 低コスト植物工場技術実証 施設整備事業 (2) 低コスト植物工場技術実証 ・改良事業					円	円	円	
合 計									

- (注) 1 「事業内容」の欄については、実施要綱別表第1に掲げる事業の内容を記入すること。
 2 備考欄には、事業区分ごと、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入するとともに、同税額を減額した場合には合計の欄の備考の欄に合計額（「除税額〇〇〇円 うち国費〇〇〇円」）を記入すること。
 また、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部について融資を受ける場合には、「融資該当」と記入の上、別紙様式を作成し、添付すること。

III 経費の配分及び負担区分

区 分	総事業費 (A)+(B) +(C)	負 担 区 分			備 考
		国庫補助 金 (A)	自己資金 (B)	その他 (C)	
	円	円	円	円	

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

IV 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
1 国庫補助金	円	円	円	円	
2 その他の					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計					

注 区分の欄は、別表の経費の欄の事業名を記載する。

VI 添付書類

- 1 実施設計書。実績報告にあつては出来高設計書を添付すること。
- 2 工事雑費については、別紙工事雑費内訳明細書を添付すること。
- 3 社団法人日本施設園芸協会が実施する場合にあつては、定款及び収支予算（又は収支決算）
- 4 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

(別紙)

工事雑費内訳明細書

事業種類	工種又は 施設区分	工事雑費	うち 旅費	うち食糧費
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇円	〇〇〇円 内訳 〇〇会議出席 回数 回数 人数 人数 〇〇指導 回数 回数 人数 人数	〇〇〇円 内訳 〇〇会議費 回数 回数 人数 人数 〇〇説明会 回数 回数 人数 人数

(注) 事業種類、工種又は施設区分ごとに記入すること。

別記様式第2号（第6関係）

平成〇〇年度低コスト植物工場成果重視事業費補助金 変更承認申請書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（沖縄県に主たる事務所が所在する補助
事業者にあつては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助
事業者及び社団法人日本施設園芸協会
にあつては農林水産大臣）

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり変更したいので、低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱第6の規定に基づき申請します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
この場合において、同様式中「事業の目的」を「変更の理由」と置き換え、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の事業の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。
また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものだけに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「平成〇〇年度低コスト植物工場成果重視事業費補助金変更承認申請書」を「平成〇〇年度低コスト植物工場成果重視事業費補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱第6の規定により申請する。」を「下記のとおり変更したいので、低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度低コスト植物工場成果重視事業費補助金 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

（沖縄県に主たる事務所が所在する補助事業者にあつては沖縄総合事務局長、北海道に主たる事務所が所在する補助事業者及び社団法人日本施設園芸協会にあつては農林水産大臣）

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱第9の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

（注）「区分」の欄には、別記様式第1号の記のⅢの表の「区分」の欄に記載された事項について記載すること。

別記様式第4号（第10関係）

平成〇〇年度低コスト植物工場成果重視事業費補助金 実績報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県に主たる事務所が所在する補助
事業者にあつては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助
事業者及び社団法人日本施設園芸協会
にあつては農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり実施したので、低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱第10の規定により、その実績を報告します。

成果重視事業低コスト植物工場確立事業費補助金〇〇〇円
なお、併せて精算額として 〇〇〇〇円 の
成果重視事業低コスト植物工場確立民間団体事業推進費補助金〇〇〇円
交付を請求します。

記

- (注) 1 記の記載様式は、別記様式第1号に準ずるものとする。
なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書とし、変更前を括弧書で上段に記載すること。
2 添付書類については、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

別記様式第5号（第10関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿

〔 沖縄県に主たる事務所が所在する補助
事業者にあつては沖縄総合事務局長、
北海道に主たる事務所が所在する補助
事業者及び社団法人日本施設園芸協会
にあつては農林水産大臣 〕

所在地
団体名
代表者

印

平成〇〇年度低コスト植物工場成果重視事業費補助金の仕入れに係る
消費税等相当額報告書

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあつた低コスト植物工場
成果重視事業費補助金について、低コスト植物工場成果重視事業費補助金交付要綱第10
の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 （平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額）	金	円
2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る 消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

別記様式第6号（第12関係）

財 産 管 理 台 帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区	事業実施年度			平成	年度	農林水産省所管補助金名								
事業種類	事業の内容					工期		経費の配分			処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日		処分の 内容
							国庫 補助金		自己 資金	その他						
	計															
	計															
	合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式7号（第13関係）

平成〇〇年度補助金等支出明細書

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付先の公益法人の名称		
4. 交付実績額		千円(A)
5. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
合 計		千円
合 計		千円
6. 外部への支出		
(1) 外部に再補助等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円(B)
(2) (1) 以外の支出		
支出内容	支出先	金 額
		千円
-----		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円(B)
7. その他		
内 容		金 額
		千円
-----		千円
-----		千円
合 計		千円
8. 再補助等の割合		% (B/A)

(注)

1 「5. 補助金等における管理費」について、「(1) 人件費」には、当該補助等の事業に携わる当該公益法人の職員等の人件費を、「(2) 一般管理費」には、当該補助金等の事業について見込まれる一般管理費（賃借料、光熱水料費、租税公課等）を記入する。なお、前二者に該当しない当該補助金等に係る管理費がある場合には、「(3) その他の管理費」に、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

2 「6. 外部への支出」については、当該補助金等の目的たる事業に関し外部に支出されるものについて、「(1) 外部に再補助等されているものに関する支出」及び「(2) (1) 以外の支出」に分類し、支出内容、支出先を明らかにした上で、その金額を記入する。

「外部に再補助等されているものに関する支出」とは、①当該公益法人から第三者に交付されている補助金、助成金、利子補給金等、②補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの、とする。

なお、「補助金等の交付目的たる事業の主たる部分について、第三者が業務を担うもの」に該当しないため、「(2) (1) 以外の支出」に該当すると考えられる例は以下のとおりである。ただし、これらについても、当該業務の発注や手配等を第三者に代行させ、当該公益法人から直接支出していない場合、あるいは当該補助金等の交付目的との関係によっては、「(2) (1) 以外の支出」に該当しない場合もある。

< 「(2) (1) 以外の支出」の具体例 >

旅費、郵送費及び通信費、調査委員会委員への謝金、調査研究事業における報告書印刷費、会場借料、文献収集費、翻訳料／通訳料

3 「6. 外部への支出」における「支出先」は、会社等の具体的名称を記入するのではなく、食品製造会社、建設会社、農協、都道府県等、当該会社等の所属業界が分かるよう記入する。

4 「7. その他」については、「5. 補助金等における管理費」、「6. 外部への支出」に該当しないその他の経費について、内容を明らかにした上で、その金額を記入する。

5 「8. 再補助等の割合」については、「4. 交付実績額」に対する「6. (1) 外部に再補助等されているものに関する支出」の割合により計算する。